

※急減速発生率等は当社基準に基づくものであり、その正確性等を網羅的に保証するものではありません。また、当社の許可なく本チラシの一部、または、全部を複製・転載することを禁止します。



秋田県民の
みなさまへ

交通安全に関する3つのお願い

1 秋田の道路は歩行者ファースト

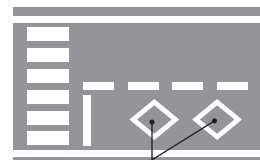


横断歩道は歩行者優先です。

運転者は、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、必ず横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。



横断歩道の標識



横断歩道の予告表示

2 横断歩道を通行する時は、注意して走行しましょう

Case1 横断歩道を渡る直前の歩行者がいる場合



横断歩道の手前で一時停止

Case2 歩行者の横断の意思がわからない場合



横断歩道の手前で一時停止できる速度まで減速

Case3 歩行者がいない見通しが悪い横断歩道



横断歩道の手前で一時停止できる速度まで減速

⚠ 違反時の罰則等 ⚠

横断歩道を横断しようとする歩行者がいるのに一時停止をせず、歩行者を立ち止まらせるなどの妨害行為を行うことは「違反行為」として、違反点・反則金の対象となります。

※刑事事件の場合は3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

違反点数	2点
反則金	9,000円 ※普通車の場合



3 夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう

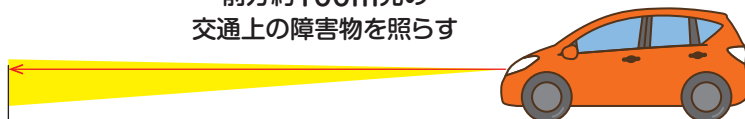
ロービーム

前方約40m先の
交通上の障害物を照らす



ハイビーム

前方約100m先の
交通上の障害物を照らす



ライト点灯時はハイビーム（走行用前照灯）が基本です。先行車や対向車がいる場合は、ロービーム（すれ違い用前照灯）に切り替えるようにしましょう。歩行者の早期発見が事故を未然に防ぎます。